

北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用

北方領土問題に関する関心や理解を広げることが目的として、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用を進めています。

船舶「えとぴりか」の一般公開

北方領土問題に対する関心や理解を広げることが目的に、令和4年度以降、全国の港で、船舶「えとぴりか」の船内を自由に観覧等することのできる一般公開が実施されています。



北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」 一般公開（神奈川県・横浜港）



パネル展示



(参考)令和6年度の実績

日程	実施場所	来場人数
7月20日～21日	北海道・根室港	300人
10月12日～13日	北海道・室蘭港	839人
10月18日～20日	神奈川県・横浜港	3,396人
10月26日～27日	兵庫県・神戸港	2,538人
11月3日～4日	香川県・高松港	1,628人
	合計	8,701人



メッセージコーナー



スタンプラリー

船舶「えとぴりか」を利用した研修事業等

若い世代、後継者、教育委員会関係者等を対象とした船内研修など、船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用が行われています。



北方領土青少年等現地視察事業における船内研修



後継者研修会



北方領土問題教育委員会関係者現地研修会における北方領土洋上視察

4 四島への訪問等

北方領土は日本固有の領土であるものの、依然としてロシアによる不法占拠が続いています。

日本国民が、ロシアの発給する査証(ビザ)を取得して北方四島に入域することは、北方領土においてあたかもロシア側の「管轄権」に服したかのごとき行為であり、北方領土問題に対する我が国の立場と相容れず、容認できません。

このため政府は閣議了解により、北方領土問題の解決までの間、日本国民による北方領土訪問について自粛を求めています。特例として下記の枠組みによる訪問、交流等が行われています。

北方四島交流等事業のために「えとぴりか」が設計、建造されました。



北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」

進水年月	平成23年11月
総トン数	1,124トン
全長	66.51m
全幅	12.80m
深さ(満載喫水)	3.30m
航海速力	15.0ノット
旅客定員	84人

●北方四島への訪問等の枠組

枠組	目的及び開始時期	対象者
①四島交流 (いわゆる「ビザなし交流」)	領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、平成4年から実施。 (平成3年4月 日ソ共同声明)	元島民等、返還要求運動関係者、報道関係者、訪問の目的に資する活動を行う学術・文化・社会等の各分野の専門家
②自由訪問	人道的見地から、元島民及びその家族による最大限に簡易化された訪問として、平成11年から実施。 (平成10年11月 モスクワ宣言)	元島民等
③北方墓参	遺族の切なる願いに沿い人道的見地から、昭和39年から実施。	元島民等

※政府は、「我が国国民の北方領土への訪問について」(平成11年9月10日閣議了解)により、我が国国民の北方領土への入域については上記の四島交流、自由訪問及び北方墓参の枠組みのみとし、これら以外に入域については、北方領土問題の解決までの間、行わないよう要請しています。

※北方四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の状況等により、令和2年度以降実施できていません。

四島交流 (いわゆる「ビザなし交流」)

平成3年10月の日ソ外相間の往復書簡により、日本国民と四島在住のロシア人との間の旅券・査証なしでの相互訪問(四島交流)が平成4年から開始され、相互に訪問し、文化交流会やホームビジット等の交流を続けてきています。本事業は、領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的としています。



国後島: 友好の家